

平成 2 5 年度第 9 回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成 2 6 年 2 月 2 6 日（水）午前 1 0 時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 1 4 階 1 号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授
村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
山本 裕子	北海学園大学工学部社会環境工学科	准教授
五十嵐 敏文	北海道大学大学院工学研究院	教授
早矢仕 有子	札幌大学 地域共創学群	教授
西川 洋子	(地独)北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境科学研究センター	研究主幹
宮木 雅美	酪農学園大学農食環境学群 環境共生学類	教授
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院	准教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院 デザイン研究科	教授
半澤 久	北海道工業大学 空間創造学部 建築学科	教授

計 10名

(2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	宮下 幸光
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

(3) 事業者

(仮称) 北 8 西 1 地区第一種市街地再開発事業

(事業者)札幌駅北口 8・1 地区市街地再開発準備組合	1 名
(事業者から委託を受けた者) 株式会社日本設計	1 名
株式会社ドーコン	2 名
(都市計画決定権者) 札幌市都市局市街地整備部市街地整備課	4 名

2 報道機関

北海道新聞社、北海道通信社

3 傍聴者

10名

１．開　　会

○事務局（米森環境共生推進担当課長）　それでは、定刻となりました。

１名の委員がおくれている状況でございますが、ただいま、出席の委員は９名で過半数を超えてございます。本審議会規則に基づきまして、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

◎挨拶　　撓

○事務局（米森環境共生推進担当課長）　それでは、開催に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、ご挨拶を申し上げます。

○木田環境管理担当部長　おはようございます。

環境管理担当部長の木田でございます。

委員の皆様には、ご多忙の中、本日の審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

平成２５年度第９回札幌市環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日の議題は、（仮称）北８西１地区第一種市街地再開発事業準備書のみでございます。

本件につきましては、昨年の１０月から数えまして本日で５回目の会議を迎えたところでございます。前回から継続となっております日影によります北九条小学校及び児童への影響を中心にご議論いただきたく、答申案の策定に向けて、さまざまな観点からのご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長）　では、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきますと思います。

まず、次第と座席表に続きまして、資料１－１として三浦淳医師のご見解がございます。資料１－２として第８回審議会の発言概要及び審議の結果について、資料１－３として審議会委員からの追加意見一覧、資料１－４として答申作成に向けた確認項目表となっておりますが、皆様、おそろいでしょうか。

それから、本日、準備書のご持参をお願いしておりましたが、お持ちでない方は、事務局にお申し出いただければと思います。

それでは、早速でございますが、佐藤会長、よろしくお願いいたします。

２．議　　事

○佐藤（哲）会長　それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の会議は１２時には終わりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、今日は、都市局の皆さん、事業者の皆さん、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

この案件の準備書の審議につきましては、今回で5回目となります。前回もお話ししましたが、条例上の市長意見の期限もありますので、いつまでも続けられない状況にあります。

そのため、本日を実質審議の最終日としたいと思っております。会議の後半には、答申に向けた審議内容の整理を行います。そして、来月予定されている審議会で、答申案の審議、答申というふうに進めていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

では、審議に入りたいと思います。

まず、前回の会議で医学情報の追加調査を事務局にお願いしました。その結果について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（奥山技術職員） それでは、資料1－1をごらんください。

まず、前回の審議会において、宮木委員から、香坂医師のご意見を伺いたいとのご要望がございました。事務局といたしましては、香坂医師とご連絡をとることはできたのですが、審議会の中で見解を述べることにについては遠慮させていただきたいということでしたので、香坂医師からのご意見を紹介することはできません。

今回、お配りした資料は、遠井委員から室蘭工業大学の三浦淳医師をご紹介いただき、意見を伺ったものです。三浦先生は、ゴーグル型高照度光療法器の開発に取り組んでおり、冬季鬱についても精通している方です。

ご意見については、審議会委員及び環境局からの質問文を直接送付いたしまして、ご本人に記載していただきました。

本件については、あらかじめ委員に送付しておりますので、審議時間の確保のため、説明は概略のみとさせていただきます。

まず、最初のページの宮木委員のご意見、ご質問についてです。

宮木委員は、5,000ルクスという明るさそのものよりも、周囲との相対的なまぶしさが重要と考え、日陰で5,000ルクスを確保できるという理由では冬季鬱のリスクを払拭できないというご意見です。

これについて、裏面に三浦先生のご回答がございます。太字で書かれている部分が三浦先生のご見解です。

宮木委員とほぼ同じ意見ということで、高照度光療法は、通常、室内で行った研究をもとにしているため、屋外の場合も同様とすることは早計であるといったご意見や、午後より午前のほうが光療法の効果がある、日照時間や照度、昼の長さ、気温などは有意に鬱状態に影響するといった報告があるが、これらを健康な小児に適用できるかどうかについては、慎重な検討も必要といったご意見がございます。

さらに、次のページに進みます。

戸外で5,000ルクスあれば鬱病のリスクが高くないと断言するのは危険であり、このような状態が毎日続くと鬱の症状がふえる可能性はあり得るというご意見もいただきました。

また、宮木委員の二つ目の質問となりますが、本事業における具体的な日照時間の減少について、鬱発症のリスクが高まる可能性もあり得るというご見解でした。

次のページに進みます。

こちらは、遠井委員の質問になります。

宮木委員のご意見と同じく、相対的な光の明るさが重要なのかという点と、光療法の作用機序についてご質問されております。回答といたしましては、作用機序については、宮木委員への回答の前半に記載しておりますが、生体リズムの前進作用等が挙げられ、二つ目の質問である事業者見解が妥当かどうかという質問については、上述のとおり、5,000ルクスあれば大丈夫とは言えないといったご回答です。

次のページに遠井委員からの三つ目の質問がございます。

照度について、閾値が存在しないとしても、事業に伴う日影増加の状況は鬱の前段階となる変化を引き起こす可能性があるかという点です。

これについては、学習意欲の低下、不活発は鬱症状そのものであり、日照時間や照度などは鬱状態と関連する方向があるとのことでした。

次に、森本委員の質問に進みます。

このページの中段以降ですが、日照環境が子どもの精神衛生に与える研究について、専門家の間でコンセンサスが得られた事項について質問がなされております。これについて、三浦先生ご自身は研究報告を読んだことがないとのことですが、子どもでも日照不足により冬季鬱などにかかる可能性があるとのことでした。

さらに、その下の二つ目の質問となりますが、日本の中でも高緯度に位置する小学生に応用できるような研究事例や基準値の有無に関して質問されております。

三浦先生はご存じないということですが、大人では、日本でも北に行くほど冬季鬱病が多いという報告があるとのことでした。

最後のページです。

こちらは、私ども環境局から質問させていただいた事項ですが、曇天（日陰）が長期的に続くと、小学生のように規則正しい睡眠をとっていても体内時計が乱れる可能性はあるかという点について質問いたしました。

これについては、比較的、早い時間に光を浴びることが重要であり、起床後、登校中、学校生活、これらを通して、十分な光が得る機会が全くなければ体内時計が乱れる可能性としてはあり得るというご見解でした。

以上で、説明を終えさせていただきます。

○佐藤（哲）会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、前回の審議で5項目の審議方針を決めて議論してきたわけですが、その結果を確認しておきたいと思います。それは資料1－2です。

それからまた、事務局から各委員に追加で意見を求めたと思いますけれども、それについても説明していただきたいと思います。それは資料1－3です。

それでは、お願いします。

○事務局（奥山技術職員） それでは、資料1－2をごらんください。

こちらは、（仮称）北8西1地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書に係る審議において、前回の審議概要を振り返ります。

大きく5項目に分けて委員からご意見を伺いました。それぞれの項目について、結論をお知らせいたします。

1点目は、健康面など専門家を招いて議論すべきかという点ですが、宮木委員から、冬季鬱の専門家の見解を聞くべきとの意見がありましたので、専門家からのヒアリングを行い、ビタミンDの減少と合わせて継続審議することとなりました。

次のページです。

2点目は、子どもの権利条例に基づき、子どもを当審議会に関与させるべきかという点ですが、これについては、皆様の意見がおおむね一致したため、答申で子どもを含めた当事者間で協議することを求めるということとなりました。ご意見、ご確認をお願いいたします。

次のページへ進みます。

3点目は、複合日影の影響による評価ですが、現状からの影響を把握する上で必要とする賛成意見や、既にある建物についてどうするのか対応できない等の反対する意見もございましたので、継続審議としております。ご確認をお願いいたします。

その下段の4点目に進みます。

評価結果の回避という表現を削除してもらうべきかという点ですが、これについては、意見が一致いたしましたので、削除すべきということで結論づけました。

最後のページです。

5点目は、審議会で説明した資料の追加記載ですが、この点もおおむね賛成ということで意見が一致したため、結論といたしましては、評価書に追加する資料を選別し、それ以外は不要なものを除いて別添の資料としてもらうこととなりました。

最後ですが、事務局からの確認事項として、遠井委員からも事後調査という話がございましたので、これについてご意見があれば、今回、伺いたいと考えております。

以上で、資料1－2の説明を終わります。

続いて、1－3の説明もさせていただきたいと思います。

こちらの資料は、前回の審議会において、低減という言葉について、委員のご意見が分かれたため、事務局で改めて意見を集約したものでございます。

1点目は、事業の日陰に対する影響は現状から増加した量が正しい影響としての捉え方

であるという点ですが、こちらについては、半澤委員を除き、ほかの方々は賛成というご意見です。そのほかに、森本委員や遠井委員からは、日影の時間ではなく、日照時間の比較をしたほうが今回挙げられている文献や研究との比較がしやすいのではないかとのご意見もいただきました。

2点目は、中央の列になりますが、準備書の低減効果の説明として、事業者の提示した単独棟案との比較は不適切であるかという点です。佐藤会長と半澤委員は、一つの検討過程として認められるとのご意見ですが、他の委員からは、方法書の案から低減されていなければ、それは低減とは言えないというようなご意見があり、不適切というご意見が多かったところです。

3点目は、右側の列になりますが、会議での今後の事業者の追加説明の必要性和、これまでの事業者の説明に対するご意見をいただきました。追加説明については、必要ないというご意見もございましたが、遠井委員については、健康や学習環境への評価方法について適切な説明を求める、しかしながら、方法書においては、議論するステップがなかったため、評価方法が確立せず、不確実性があるならば——これは評価書のことかもしれませんが、準備書にその旨を記載するよう求めるとの意見がありました。

また、宮木委員からは、健康や教育上の適切な説明がないため、これらを取り消すか、訂正されるよう望みますというご意見もございました。

森本委員からは、適切な比較案、計算方法による説明が必要ということで、それについての提案はこの資料の裏面に別紙として示しております。これが森本委員からいただいた比較案ですが、計画段階における配慮書の手続に近いものとなります。単独棟案や分棟案、分棟案の高さを変える案を比較、検討する表になっております。

以上で、資料1－3の説明を終えさせていただきます。

○佐藤（哲）会長　ありがとうございました。

それでは、今、説明があった内容につきまして、それぞれ審議していきたいと思います。

資料1－2につきましては、結果的に結論が出ていないのは①と③ですね。それから、資料1－3については、低減ということですが、意見が出ていますので、次に見ていきたいと思います。

まず、資料1－2の①の健康面からの評価に関してはいかがでしょうか。ご意見をいただきたいと思います。

○宮木委員　鬱病関係については一応回答していただいたのですが、ビタミンDの問題やくる病などの影響については、専門家のちゃんとした意見をまだ聞いておりませんよね。それについて、ここで議論をする必要があると思うのですが、それでも足りなければ専門医の見解が必要ではないかと思います。

○佐藤（哲）会長　ビタミンDにつきましては、これまでに資料として幾つか紹介されたと思います。

○宮木委員　前回の続きとして今回また議論されるということですね。

○佐藤（哲）会長 これまでの資料を見て、これでわかったということであれば、それでいいわけですが、全体のこれまで出たものを見てみますと、資料には余り問題がないと書かれたものが多かったように思いますが、それはいかがでしょうか。

○宮木委員 その点は、何も議論をしていなくて、時間がないから次回議論しようという前回のお話だったと思います。ですから、今回、そういう点についても議論していただきたいと思います。

○佐藤（哲）会長 もちろん、今まで出された資料に基づいて議論するというところで結構だと思います。

宮木委員、何か申し上げたいことがありましたら述べてください。

○宮木委員 前回の紫外線のお話だったと思うのですが、冬至のころはビタミンDを形成するのに必要な紫外線量も余り確保されないということでした。そういう場面はたくさんあると思うのですが、例えば、雪の反射などで日焼けをしたり、そういう場合は十分に紫外線量が冬季でも確保されているということですから、冬季の外での活動は子どもたちにとって非常に大事だと思うのです。また、冬季だけではなくて、春、秋も含めて日照量が大幅に減るということは、子どもの生活環境としてはマイナスの面が非常に大きいと思っています。

○佐藤（哲）会長 ほかの方からもどうぞ。

○森本委員 まず、健康面からの評価の中の一つの冬季鬱病に関しては、非常に詳細なご回答をいただきまして、それを踏まえますと、リスクがないとは言えないという印象を私は受けています。

それから、ビタミンDに関しては、前回まで膨大な文献の資料に目を通していただいて、全てがリスクがないと言っているわけではなくて、2011年の報告だったと思うのですが、最新の研究の中でも幾つかはリスクがあると明記されていました。それを踏まえると、今回の事業に関しては全くリスクがないとは言えないというふうに思います。総じて、この健康面からの評価をまとめて考えますと、リスクがあるという結論として受けとめました。

○佐藤（哲）会長 ほかの方はいかがでしょうか。

○山本委員 山本です。

いろいろな資料を出していただきまして、拝見しましたが、今おっしゃったように、リスクがないとは言えないというのは、私もそう思うのですが、逆に言いますと、リスクがはっきりあると共通して言われているわけでもなく、どちらかとも言えないという感じがやはりあります。感覚的に思うとちょっと心配だというところはあるかもしれないのですが、今まで出てきた客観的なものを見ると、リスクがあるというふうにはやはり言えないのではないかと、ただ、ないとも言えないということです。

ですから、資料1-2の②で、当事者間で協議をしていただくというところにつながるのかなと思います。この審議会場で、ある、なしははっきりと言えないのではないかと

思います。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

私もほとんど一緒の意見でして、専門家の皆さんからも絶対こうだということはまだ出ていないですね。コンセンサスの得られた見解はないということは、影響があるかもわからないし、ないかもしれないと両方が考えられるわけです。ですから、この場で早計には判断できかねるということだと思ふのです。ただ、あるかもわからないということ考えた場合、何らかの形で注意が必要だといったようなことを述べる必要はあるとは思っております。それは、今、山本委員がおっしゃったように、当事者間でもうちょっと話をしてもらうとか、そういうのも一つの方法だというふうに考えております。

ほかにございますか。

○宮木委員 今回の三浦医師の回答は、やはり重いと思うのですが、あるとも言えないし、ないとも言えないということは、意見を非常に無視したことではないでしょうか。

○佐藤（哲）会長 無視したわけではありません。一つの意見です。三浦医師の回答も一つの見解であって、恐らくいろいろな見解があると思うのです。これは重く受けとめますけれども、だからといって、この審議会として、建物における影がそれに影響するかという判断はできないだろうという意見です。

○事業者（阿部・日本設計） 事業者側から少し意見を述べさせていただきます。

今回、三浦先生からご意見をいただいているのですが、我々の見解と違うことが幾つか述べられているので、少し説明させていただきます。

まず、宮木委員からの三浦先生へのご説明では、事業者側として5, 000ルクスあれば大丈夫、それは十分明るいというような主張をしているイメージだと思うのですが、我々としては、日陰になったとしても、室内の500ルクスに対して5, 000ルクス以上の計測値が近隣のところで計測できております。

実は、ここで5, 000ルクスというのが取りざたされておりますが、少し離れたところや、逆に建物の近くに行くと、はね返った光によって6, 000ルクス、7, 000ルクスというような光も計測できていますので、5, 000ルクスで十分だとか、5, 000ルクスが上限ではないということでございます。

そういう意味では、間違っただとは言えませんが、説明の仕方によって三浦先生のご回答もちょっと違ってくるのではないかと我々は思った次第でございます。そういう意味では、我々としては、三浦先生へもう少しきちんとご説明した上で、再度、見解をいただきたいというふうに感じております。

それから、ご回答の中で、屋外で5, 000ルクスというような状態が毎日続くと鬱病の発生の可能性があるというふうに書かれてございます。それは、デンマークの報告からしても明らかだというふうに言われているのですが、デンマークといいますと、札幌から十二、三度ぐらい高い緯度のところにありまして、距離としては非常にありますし、太陽高度も全然違います。たしか、昼間でも札幌でいう朝方のような太陽高度であるというこ

とから、経常的に違うイメージのところでの報告結果だということです。

ちなみに、逆に、札幌から12度南に下がりますと、九州まで行ってしまうのです。その場所性がどうか、それが札幌に当てはまるのかどうかというのは少し疑問に感じました。

その点で、森本委員から割と中立のイメージでご質問が投げかけられております。その回答としては、北海道の小学生に当てはめた研究事例というような基準値、あるいは、そういった事例がありますかということについては、三浦先生の知る限りでも事例がないという報告もあります。ですから、デンマークの事例や、三浦先生はストックホルムにいらしたということですが、そういった研究成果が当てはまるのかどうかというのは、少し違うのかなと考えております。

それから、宮木委員から、6時間の日照時間は、現在、ほぼ6時間から67分になるということ、あるいは、グラウンドではゼロ分になることが予測されるというご説明を三浦先生にされているのですが、我々が資料をもとにご説明した時間といたしましては、平均日照率として札幌地域では年間を通じて115分から67分になるというご説明をさせていただいています。それから、グラウンドではゼロ分となる部分もあります。当然、ゼロ分ではない部分もございます。その辺がちょっと違うのかなと考えております。

それから、治療法としては、暗いか明るいということが相対的に言われているのですが、説明の仕方としても、例えば南向きは明るいというイメージがございます。ただ、南を向くと、太陽がバックライトになっていますので、景色としては日影を見ることになって暗いのですが、北向きは、太陽の光を浴びた景色が見えますので、実は明るいということです。説明の仕方やイメージの仕方によっては、実は相対的に違うということです。

それから、5,000ルクスぐらいの日陰のグラウンド、あるいは、室内の500ルクスぐらいのところから外を見たときに、札幌では、ずっと暗いのではなくて、晴れた日には日陰の中にも10万ルクス以上のひなたの部分を見ることができますので、そういった意味でも、その環境はデンマークやストックホルムというところとは違うと我々は考えています。その辺も踏まえて、三浦先生には今回の状況がどういうことになっていて、どういうふうな心配があるのかということをもう一度ご説明させていただいた上で回答をいただきたいなと思っております。

○都市計画決定権者（齋藤都市局事業推進担当部長） 今、事業者からいろいろと説明がありましたけれども、我々が見て、一つ質問の仕方の中で、宮木委員から、日影の時間のところで、この表現だと、ほとんど光が当たらないように一般的に感じるような質問のされ方をしていますので、この件については再確認していただく必要があるかなと、その点だけ一つ言わせていただければと思います。

○宮木委員 今のご発言で、日照時間の予測については、1月30日第8回審議会で事業者が提供された資料「日影の低減に関する定量化について」の中で示されているデータから引用した値です。

それから、ストックホルムはかなり緯度が高いということですが、ほかの文献で、例えばボストンは大体同じぐらいの緯度だと思うのですが、そこでも冬の間の紫外線量は非常に低い、ビタミンDを形成するのに必要な量は確保されないというような報告もありますので、北欧の例だから必ずしも違うとは言えないということです。

以上です。

○半澤委員 今の議論と少し違う話ですが、いいでしょうか。

私も、先ほど山本委員がおっしゃったこととほぼ同じような意見を持っておりますが、例えば、前回の資料2－4にも医師の立場での資料がございますし、今回も出ております。量的な数値、例えば照度なども出ているのですが、それがなかなか定まっていなくて、この場合は、多分、事業者の方たちが今後事業を進めていかれるとすれば、きちんとそれを踏まえて設計なり計画なりを進めていただくという基準になるものを我々も示さなければいけないと思います。

そういう意味では、今、両論があって、まだ確定していないという部分があるので、先ほど会長もおっしゃったように、留意すべきということは必要だと思うのですが、ここでそれを取り上げて今後にということとはなかなかしにくいのではないかなと思います。基本的には、今後の計画を進めていく上でのよりどころになるようなものをこちらから審議会としても出せばいいと思うのですが、そこまではなかなか行っていないのではないかなと思いますので、両論がある段階では、これをそのまま取り上げて影響があると言い切るのは難しいのではないかなというふうに私も考えます。

○村尾副会長 一般的なことになるのですが、一つは、議論を前々から申し上げているのですが、健康影響、ビタミンDの話と季節性鬱の話、良好な学校環境というところをきちんと分けて議論をしたいということです。

もう一つは、リスクを審議会に取り上げる場合、あるなしではなくて、どれぐらい大きいかが問題なのです。事業がありますから、リスクがゼロということはありません。それが非常に大きい問題なのか、さほど気にしなくていいリスクなのかというところを議論しなければいけません。

リスクの場合、まず、問題がリスク対象であるかどうかということを検討します。ビタミンDの場合も季節性鬱の場合も、これはリスク対象であるということは間違いありません。ですから、我々の検討対象になります。

2番目に、先ほど半澤委員がおっしゃったように、量反応関係がどれぐらい明らかになっているか、どれぐらい減ったらどれぐらいの影響が出てくるのかというところが必要になります。それが割と明確なのはビタミンDであって、1日の必要摂取量がわかっているからということで、数値を含めた議論をこれまでしてきたところであろうと思います。

一方、量反応関係が全くわからないということも場合によってはあって、その量反応関係が全くわからない場合は科学的な判断の対象ではないというふうに私自身は考えています。量反応関係が不確実性を含む、最も大きく見たらこういうふうになるし、最も小さく

見たらこんなふうになるという問題については、不確実性が大きいので、科学的な判断はなかなかできないのだけれども、大きいほうから見ると懸念が残りますねということになるのではないかというのが私の一般的な印象です。

したがって、そういう面で、個人的な意見で言いますと、ビタミンDについては、前回お話ししたように、建物によって減る量は4分の1で、ビタミンDの生成に必要な日射量は、環境研の報告によると90分です。その90分は、前回お話ししたように、手を出して、さらに顔を出している状態です。札幌では、手の甲は出ていませんから、180分必要です。そうすると、仮に、小学生が毎日45分外に出ても、180分の45で、雪の反射率を100%としても、90分となって、お昼ごろ、毎日45分出ていただいても半分にしかなりません。その必要量の半分のさらに4分の1が今回の建物で減るということは、最大で必要量の8分の1ということになります。

一方で、お昼ごろに毎日出るのは不可能ですから、実際には必要量の10分の1ぐらいです。要するに、札幌では、子ども大人を含めて、必要なビタミンDを生成するために必要な量が日射ではとれていません。一方で、栄養調査を見ると、十分なビタミンDを食品からとっていて、私たちが病気になっていないのはそういうことであろうという点から言うと、ビタミンDに関してはリスクがかなり小さいのではないかというのが私の考えです。

一方、季節性鬱については、先ほど言ったように量反応関係がわかりませんし、では何時間減れば問題なのかという量も出てまいりませんから、そういった面ではなかなか難しいので、先ほど宮木委員がおっしゃったように、この審議会では専門家の意見が重いものですから、懸念が残るとというのが私の意見です。

それから、良好な学校環境に問題だという点については、全く同意いたします。しかし、それは専門家としてではなくて、一市民として見て、随分と日影が入りますねということです。したがって、可能であればいろいろなことをしてほしいという気持ちはありますが、ではどこまで下げたらいいかと言われたら答えようもないところなので、専門家の意見として述べるものではありません。一般的な市民としての印象としては非常に大きな影響があるなと思っているという程度でございます。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

ほかの委員はいかがでしょうか。

○宮木委員 ビタミンDについてですけれども、私は、かなりリスクが高いのではないかと考えています。北海道の冬は、日常的にビタミンDが不足しがちだということは結果として出ていますし、例えば、子どもにおいて、その冬だけを見ると、今、村尾副会長がおっしゃったように影響は非常に少ないと言えるのかもしれないのですが、春、秋と1年を通して日照が相当阻害されますから、そういう影響はかなり大きいだろうと思います。リスクがあるかどうかというのは、平均的に見てどうかというのではなくて、受ける側にもばらつきがあります。弱いものもあるし強いものもある、日常的に外で活動している人もいますし、病気がちでなかなか外へ出られない人もいます。食べ物にしても、アレルギーが

あって十分な栄養をとれない人もいます。ビタミンDの高いものは非常に限られていますから、そればかりを食べるわけにもいきません。そういうばらつきがあって、私が見るのは、弱いほうを見なければだめではないかと思うのです。ですから、ぎりぎりのところで、弱い人には非常に影響があるということは、普通に考えて言えることではないのでしょうか。

○佐藤（哲）会長　子どもの健康のことを気にしているのは全員一緒だと思います。今、問題なのは、そういうことがこの建物によって起こる日陰あるいは日照時間とどういう関係にあるのかを判断する基準がないので、我々は影響があるという決断は下せないのだろうということです。何らかの形で子どもの健康のことをみんなで考えましょうといったようなことを答申に組み込むことは可能だと思いますけれども、そういう判断基準のないところで、ビタミンDにしても季節性鬱病についても、これは大いに影響があるということを審議会としては言えないだろうという考えです。

いかがでしょうか。私は、どう考えてもそうだと思います。

○宮木委員　確実な科学的な根拠がないというのは確かだと思います。それであっても、おそれがあるものはリスクとして評価するというのが環境を評価する場合の見方ではないのでしょうか。今、科学的な根拠がないからわかりませんというのではなくて、科学的には証明されていないのだけれども、そういうおそれがあれば十分に配慮するということが必要ではないかと思います。

○佐藤（哲）会長　そういうことが懸念されるので、今後、事業が進むにつれて、あるいは、事業に取りかかる前に当事者同士で一緒に考えてみましょうというのも一つの回答だと思います。審議会として、あるかもしれないし、ないかもしれない、専門家の見解が出ていますからあるのかもしれませんが、この案件に関してそれがきちんと言えるかという、私は無理だと考えています。

○宮木委員　そうであれば、この影響が低減されたという評価にはならないのではないかと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　資料1－2の最後のページの下のところでは、事後調査について委員のご意見を伺いたいということでした。

実は、準備書の第9章の2－1ページの第2節のところをごらんになっていただければわかりますが、事業者側からは風害、水質、地盤沈下しか示しておりません。今の問題について、いろいろなご意見はあるかと思いますが、事後調査と絡めた形で審議会からご提言をいただければと思います。

本案件では事後調査は、3項目だけの記載となっております。この日照については、非常に重要な問題だと事務局としても考えておりますので、事後調査についてのご議論をいただければ、答申あるいは最終的に市長意見に反映させる場合の参考にさせていただけるかなと思います。

○佐藤（哲）会長　どうもありがとうございました。

私も先ほどから言っていますように、よくわからないということが前提にありますので、ぜひ事後調査をして健康への影響等を調べていただきたいということを希望したいと個人的に思っております。

ほかの方はどうでしょうか。

○西川委員 まだまとまっていないのですが、とりあえず、今までの文献で調査した結果からいうと、科学的な根拠は、きちんとした基準があるわけではないにしろ、リスクがあることは、多分、皆さんが一致して言えると思います。それは、はっきりと答申に書くべきだというふうに思います。

事後調査の件について、事後調査は当然やらなければいけないだろうと思うのですが、では、事後調査をやって、健康に被害があるかどうかみていきたいと思いますということは、子どもたちに被害が起きてから対策をとるということを意味しており、これで果たしていいのかなということが頭にあります。事後調査で影響が出る前に対策がとられなければいなくて、子どもたちが犠牲になってから対策をとってはいは手遅れだという思いがあります。そのあたりをどうしたらいいのかなというのはまだ整理ができていません。

○佐藤（哲）会長 一般論としてはリスクがあるのではないかということを感じずるわけですが、この案件に関してどうかということ判断できないだろうということです。もし、これから当事者間の話し合いを持っていたきたいという話になった場合は、とことん話し合って、何とか譲り合えるようなところを見つけてもらうといったことも一つの方法だと思います。ただ、必ずしも絶対に病気になると決まったわけではありません。一方で、事業者は、法律上は建物を建てていいわけです。心配なのは、保護者の皆さんが子どもの心配をしているということです。これからは、当事者同士がこうだろう、ああだろうということを話し合っていくしかないだろうと思っています。

○半澤委員 事後調査については、事前に今日の資料をいただいでいて、私もまだ考えはまとまっていないのですが、今、西川委員がおっしゃったように、調査した結果として何かあったということでは、恐らく事後調査の意味そのものはないと思います。

今挙げられている風害、水質、地盤沈下の三つは、当初、こういう影響があるだろうと予想して評価をしていて、その対策と思われることもしているけれども、結果として、実際にプロジェクトが完了した段階、また、その後はどうなっていくかということで、当初の予想なり、まさに科学的な根拠に基づいた予測が行われたものがそうなったかどうかをきちんと検証する意味で事後調査をするということかと考えます。

日照障害に関する問題について事後調査をするのにはどういう意味があるのかともう一度考え直しますと、日照の影響は、天候や日射量、あるいは照度がわかれば計算で幾何学的に出ますので、測定器を持っていなくても数値は出たりするわけです。健康影響や精神面の影響、あるいは、学校の快適さや不快さについてはもちろんわかりませんし、今回の評価の段階でもわからないので、これに含めることは非常に難しいのではないかと私は先ほど申し上げました。

そういう意味では、もし日照障害を事後調査に入れるとすれば、何を調査するかということを決めておかなければいけません。今のように、健康リスクがあるか、ないかを調査対象にしてしまうと、多分、この審議会の領域を超えてしまうのではないかと個人的には思っています。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

確かに、予測評価ができていないわけですから、そのとおりになっているかどうかという意味での事後調査はできません。学校や教育委員会も含めて、子どもたちのその後の健康状態を追いかけるということは、わからないことが多いだけに必要ではないかと私は思います。

ほかにございますか。

○事業者（ドーコン・矢内） 今ご議論いただいた健康被害については、私どもとしては、今までの資料の中では基本的に影響が少ないのではないかという結論を出しています。ただ、議論の中で、100%ないかといえ、それは誰にも言えないというのは村尾副会長がおっしゃったとおりだと思います。

そういった意味で、今後、健康への影響ということだけではなく、地域の安全・安心を含めて、地域の不安をできるだけ除くような今後の事業者としての考え方を伝えていきたいということで、そういった説明の話もしていきたいということです。今後、事後調査ということではなくて、自主的な対応をとっていききたいと事業者としては考えております。

○森本委員 事後調査に関して、先ほどの半澤委員のご意見にほぼ賛成です。例えば、評価する項目としては、例えば、冬季鬱病に関しては、気持ちの落ち込みややる気、ビタミンDに関しては、発症してしまったら、くる病という形になります。恐らく、そこまで行く事例は少ないかと思いますが、例えば、学校には保健室が必ず用意されていますし、日常の子どもたちの健康を常に管理している場がありますので、そういうところと連携して、特にそういった症状を訴える子どもたちがふえてくるのか、こないのか、常にモニタリングしているようなものですし、そういうものを意識してカウントしていただく、そういうところに協力を求めていく形でモニタリングができるのではないかと思います。

今回は、都心の小学校の中にこういった大きな建物が建つ初めての事例だと思いますので、今後のことも考えまして、そういった形のモニタリングをしていただいて、今後に生かせるような資料になればいいのではないかというふうに考えます。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

確かに、そういう意味では事後評価という言葉は違うかもしれませんが、事業者側もこれからいろいろと努力していきたいということですし、学校で子どもの健康管理等をしていく形になれば、事後評価にかわるものとして有効だというふうに思います。

○事業者（ドーコン・矢内） 事後調査というと、審議会の中では、調査計画を立てて、その結果報告の義務までというところがあると思うのですが、私どもとしましては、事後調査ということではなくて、事後対応みたいな形で対応したいと思っています。

○佐藤（哲）会長 実質的に有効に働くのであれば、それでいいのだと思います。無理に規則どおりにやっていただかなくてもいいのではないかなというように私は考えていますけれども、ほかの方から事後調査に関してご意見があればお願いします。

○宮木委員 やはり、非常に不確実といいますか、建った後はどういう環境になるのかということがよくわかっていないのですから、しっかりと事後調査をして、その結果を報告することは必要だと思います。

例えば、グラウンドに影ができるということはわかるのですが、雪がどの程度残るとか、寒さで子どもたちが出られなくなるとか、そういう影響もありますね。環境の要因として調べるべきことはたくさんあると思います。それは、わからないからということではなくて、しっかりと調査をしていただきたいと思います。

もしこれが建つとすれば、初めてのことでですから、しっかりとしたデータはとっておく必要があると思います。

○佐藤（哲）会長 今のご意見は、健康というよりは、物理的なものを直接調べてもらいたいというご意見ですか。

○宮木委員 それも含めてです。

○佐藤（哲）会長 健康問題も全部ということですか。

○宮木委員 はい。

○佐藤（哲）会長 ほかの方は、いかかでしょうか。

○事業者（阿部・日建設計） 先ほど、グラウンドの雪の状況で出られないほどというお話がございましたが、前回のご説明で少しごらんいただきました。昨年までの建てかえ前の日影の状況も参考までにごらんいただきましたが、校舎が南側にございまして、北側にグラウンドがございますので、前年度までの既存の校舎の北側直近の部分につきましては、ほぼ終日、日陰の部分もあって、全体的には6時間を超えるような影がグラウンドの3分の1ぐらいを占めていたという状況もごらんいただいたと思います。しかし、その状況までにはいかない、あるいは、それと同等以下と言うと語弊がありますが、予想がつく状況ではあると思います。お話し合いの中で、今回、計画している建物によって、日陰の影響がなければそういうこともなかったのというお話があれば、当然、いろいろとご相談しながら、雪割りなどを含めて対応していくことも検討してございます。

○事業者（ドーコン・畠山） 事業者側から補足させていただきます。

今、事後調査についての話があったけれども、森本委員や半澤委員などいろいろな方々から、日照の条件などの物理環境を調査する方法もあるでしょうし、健康についての調査をする方法もあるでしょうということで、例示はいただいておりますが、準備書の9の2-1ページに示しましたように、事後調査とした場合については、調査項目、調査の実施時期、調査地点、調査方法などは基本的に明示しなければならないのかなと事業者としては考えております。

現段階におきましては、科学的知見がなかなか集まっていないという状況でございます。

そういった中で、では、これだけ調査すれば大丈夫ですねというものを設けることも難しいと思います。そういった意味で、相手が教育委員会になるのか小学校になるのかははっきりしていませんけれども、当事者の関係の中で、こういった内容についてはこういった形で調査しましょうということを取り交わして、事後の対応をさせていただいたほうが現実的なのかなと考えるところもございまして、一言、補完させていただきました。

○佐藤（哲）会長 ありがとうございます。

実質的に、管理組合も冬の雪処理の問題など、いろいろなことに協力しながらやっていくという話も前に聞いたことを記憶していますけれども、結局、関係した人たちが一緒になってうまくいくように進めていこうということですから、それでいいように思いますが、宮木委員は納得できませんか。どうしても条例にのっとった事後調査をやらなければならぬということですか。

○山本委員 先ほどの事業者のお話にもありましたけれども、逆に、含めてしまうと、それに縛られてしまって、後で本当はこんな調査もしたほうがいいというものが含まれないというマイナスの面があるのかなという気がしています。ですから、状況に応じてどんどんふやしていけるという意味合いで、逆に事後調査に含めないほうがいいのかなと思いました。

○宮木委員 以前、滝野の墓地についても事後調査がありまして、事後調査の結果、検討して、さらにもう少し必要があるとか、こういう項目をふやそうということが議論されましたので、事後調査をしたほうがよい方向に行くことが保障されると思います。

○佐藤（哲）会長 今の山本委員のご意見は、やることをある程度決めますね。それから何年ごとにやるかはわかりませんが、そのときに、最初から決まっていることをやるわけですから、これもやったほうがいいという問題が起こったときに対応できないこともあるだろうということだと思います。

○宮木委員 対応できないのではなくて、今まで現実に対応していますので、懸念はないと思います。

○村尾副会長 宮下係長、滝野の場合にいろいろと対応して下さったのは、向こうの自主的な判断ではなかったでしょうか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） そういうことでございます。

条例改正により、事後調査報告書の提出、審議会での内容の確認、アドバイス、場合によっては市長意見を言うことができるというふうに改正になりました。この案件についても新条例の対象になっております。そういう面ではできるのですが、滝野の場合は、あくまでも自主的な報告を事業者にさせていただいて、それに対して審議会の委員にアドバイスをさせていただくという形のため、条例上の根拠ではございませんでした。あくまでも、事業者が自主的に時間と予算の許す範囲で委員のアドバイスを受け入れて追加等を行ったという経緯がございます。

今回は、条例の規定どおりに事後調査報告書の審議があるということでございます。

○佐藤（哲）会長　いかがでしょうか。

いずれにしても、アセスメントですから、事業者が自主的にやられることです。今は、それよりも、お話しして、いろいろ約束していただいたような形で、順次、進めていっていただいたほうが効果的ではないかと私は感じます。

この件だけで大分時間がたってしまいましたので、まとめられるということではなかなかないですが、先ほどの健康への影響に関して、私が主張しているだけなのかもわかりませんが、判断基準がない限りは、審議会として、これは影響があるよということとは言えないだろうと思います。ただ、いろいろな資料を集めている段階で、いろいろな懸念があるので、それについては皆さんでぜひ検討していただきたい、あるいは、これからも継続的に検討してもらいたいといった要望を出すというぐらいしかできないのではないかと考えております。

それから、事後調査に関しましても、私が先ほどから言っていますとおり、当初はもうちょっとかたいことを考えていましたけれども、皆さんの意見を聞きながら、自主的にそれを進めていけるのであれば、事業者が提案されたような形で進めていくということではないかと思っています。

これについて、絶対にだめだという方がいれば議論しますが、いかがですか。

○宮木委員　やはり、事後調査の必要がない理由として、予測の不確実性は小さいとか、知見が十分に蓄積されているとか、判断されているというのが理由になっていますね。実際は、そういうことではなくて、よくわからないと。ですから、それをしっかり調べるとい点については、当事者任せにするのではなくて、環境を評価する審議会として、こういう調査をしてくださいと言うほうが確かに進められると思います。

○佐藤（哲）会長　ただ、先ほど半澤委員がおっしゃったように、本来の事後調査は、予測評価したものに対して、それがそのとおりになっているかどうかということですね。それが事後調査です。ただ、それは予測評価ができないということが一つありますから、そのとおりの形で進めていくのはなかなか無理があるというふうに思います。ですから、今後、実質的に有効な方法で検討を進めていっていただく、あるいは調べていただくということになれば、それでよろしいのではないかと私は思っております。

○宮木委員　わからないというのではなくて、これから新たに建ったらわかるということがありますね。先ほど言いましたような気象的な変化や風がどう変わるとか、そういうのは建ってみなければなかなかわからないし、健康障害もわかりません。そういうわからないものを事後評価する必要はないのでしょうか。

○佐藤（哲）会長　ですから、この準備書に関して、全般的なことを全て調べろというのはちょっと無理だと思いますけれども、予測評価ができていないことに関してはできると思います。

○半澤委員　先ほど申し上げたことの繰り返しですが、例えば、風の影響は、現状で、予測の手法、実験や数値的な解析の方法は、学会レベルなどでも確立されているとい

うか、了解されている手法を使って、限られた条件の範囲内ですけれども、予測をした結果、こういう風環境になるでしょう、建つ前と建った後でどうなるか、違いがあるかということが評価書でも出されているわけです。それは、予測の範囲内を超えるような結果に実際になったか、ならないかというのは、現実には建物が建ってしまうと、かなり違う結果が出るケースもあります。そういうことで、後の検証をするという意味で事後調査には意味があると思いますし、それを次のプロジェクトに反映することにももちろん使えるわけです。

日照障害に関しては、先ほど申し上げたように、日差しの影響などは幾何学的な根拠に基づいて計算ができるわけですが、出る影によって影響をこうむる人間側の影響というのは予測の中に含まれていないですから、それは、ある意味で、今日までいただいているような資料からすると、まだ両論併記みたいなところになっています。先ほど会長がおっしゃったように、今後、事業者が対応しますというふうにも明言されていますし、今後のことも含めて留意されるようにという書きぶりにすると、少しはフォローに対しての強制力を持たせられるというか、ちゃんとやるのですよということにつながるのかなと思います。

ですから、答申の書き方によるかと思います。ですから、事後調査の項目にはあえて入れなくてもいいのではないかというのが私の意見でございます。

○佐藤（哲）会長　これで、答申書にどういう表現するかは、来月、皆さんと検討しますが、今のような形でまとめられればと思いますけれども、どうでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長　それでは、そのようにまとめさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、資料１－２の③です。

周辺中高層建築物を含めた状況把握とそれを含めた複合影響評価ということで、これまでに既にある建物の影響とこれを一緒に扱うのかといった問題です。

これについては、丸が五つとバツが二つということですが、それぞれが完全に分かれているという感じでもないと思います。私は、一緒に表現したものがないと、そのものの影響がなかなかわからないのではないかと、こういう意見を述べたのです。

これに関してはどうですか。

○半澤委員　反対意見というか、バツがついているところの半澤でございます。

ここにも書きましたし、今日の資料１－３の意見の集計のところの（Ⅰ）も同様の趣旨だと思いますけれども、今の規制の枠組みというか、法規的な規制ということからすれば、単体の評価で十分ということになるわけです。ですから、この審議会では、あくまでもそれを踏襲して評価しようという立場を私はとっています。もちろん、今まで影響があったものが、今回のプロジェクトが今の計画案で完成した場合にどうなるかという加算的な影

響を明確にするという意味では、そういう補足説明資料があってもいいかと思うのですが、評価書中に含めるのはどうかなというのが私の意見です。もちろん、一般に説明をされる場合には、今まではこうであって、これからはこうなる、こういうふうに改善される部分もありますということも含めて、説明される資料として事業者側が使われるのはいいと思いますが、今後こういうものがあつた場合、後から入っていくとハードルがより高くなるという意味では、それは全体の法の枠組みがそういうふうになって、みんなのコンセンサスがそうならいけばそれでいいと思うのですが、まだそこまで醸成されていないようにも思いますので、この場でそういう考え方をこのプロジェクトに適用するのはどうかなというのが私の見解でございます。

○佐藤（哲）会長 これも、同様に、基準があるとすれば、法律の日影規制だと思うのですけれども、その場合には単体の建物でやるということですから、それは評価の仕方としてはいいのではないかと思います。

○半澤委員 商業地区であるということです。

○佐藤（哲）会長 商業地区であるということですね。ただ、今おっしゃったように、全体的に説明するなかで、対象建物の影響はどういうことなのだろうということを考える上では、そういう資料は欠かせないだろうという趣旨で、私もそのほうがいいという意見を述べたわけです。

そういう意味では、村尾副会長とほぼ同じ考えですね。

ほかの方はいかがですか。

○吉田委員 私は、先ほどの事後評価の話と同じで、新たなリスクなりが生じたときに、地元の方がその状況をわかりやすく理解しているかということが大事ではないかと思います。それで初めて当事者同士の信頼関係が成り立つわけです。そういう意味では、つくれるのであればつくって出したほうがいいのではないかと思います。

○宮木委員 環境を評価する場合、総量規制といいますか、日影でも、最初の段階では法律の規制でもいいのだけれども、閾値を超えると非常に影響があるという場合が出てきますね。いろいろな環境の評価をする場合に、総量として問題になる場合が非常に出てくると思うのです。これからの課題だと思うのですが、基本的には、全体として評価することがこれからあるべきだと思います。法律的な規制はないけれども、今回の審議会ではこういう方向で行こうというほうが合理的なので、それを規制する考え方で行きましょうということで、ほかの建物の影響も加えるということにするのが一番いいのではないかと思います。

○西川委員 私も宮木委員とほぼ同じ意見です。

影響を受ける側の立場に立ってみると、単独の建物で影響を受けているわけではなくて、今まであつた既存の建物プラスアルファで影響を受けるわけなので、影響を受ける側から見た場合には複合影響で判断しなければ意味がないのかなと思います。

○森本委員 私も同じで、環境影響評価の基本だと思うのですけれども、現状から比べて

事業の後によくなるのか、悪くなるのかという評価をするのが基本だと思います。ですから、ここについては、そういう考えに立って複合影響評価に丸をつけています。

○半澤委員 今、森本委員あるいは西川委員もおっしゃったように、複合影響を考えなければいけないということだと思いますし、当然それを念頭に置かなければいけないということだと思います。環境影響評価をしているということは、少なくとも何らかのネガティブな要素があるからこそこういう場があるというふうに考えると、プラスになるということとはなかなかなくて、プラスにしようと思うと、かなりアディショナルなことをやらなければいけないということになると思います。むしろ、今、ここは、どういう影響があるかということの評価すべき場で、ネガティブなほうの評価をしていると思います。

それから、これはそもそも論かもしれませんが、このプロジェクトは、あそこの街区全体が何年間にわたって開発されるということはかなり前から周知されていたことだと思います。そうすると、近くに学校があるとか、ほかの住居があるということもあったので、その辺のことを含めて考え始めると、この場の審議とはまた少し違ってくると思います。ここの場では、あくまでも環境影響評価という手順にのっとって評価するという立場をとりたいので、今のところはまだバツをつけているということでございます。

○事業者（阿部・日本設計） 事業者側としても、この件についてはいろいろと相談させていただいておりますし、今までの中でご指摘をいただいております。比較をした日影図をどういうふうにご説明の中でしていくかという中で、参考資料として、これまで審議会でご説明させていただいた周辺建物への影響の資料をできれば参考資料として添付させていただきたいと考えております。

○佐藤（哲）会長 資料をつけるだけではなくて、それについてのコメントを本文の中に書き込むようなことは可能ですか。

二つに分けて考えたほうが良いと思うのですが、一つは法律的な日影規制の観点から行くかどうかということです。ただ、実際の影響を考えると全体を見るべきだろうということがあります。それに対する資料を出してもらわなければならないわけですが、それについて、本文で何かコメントすることはできますか。

○事業者（ドーコン・矢内） 複合影響について、一応、予測検討も行っておりまして、結論的には、私どもの立場としましては、従来からご説明しているように、事業者のできる範囲で建物の工夫で影響をできるだけ低減させていただいたという基本的な考え方です。多分、複合日影等を検討した中でも、当然、建物ができますので、影響は全く回避できない部分はございます。ただ、事業者の工夫の中でできる限りのことをさせていただいたということを基本として、最後の評価の部分に、なお書きとして、複合影響についてはという一文を入れさせていただければと思います。

○早矢仕委員 前回も休んでいまして、今聞いた範囲でのお答えで、余り大したことはないのですが、私も、森本委員がおっしゃっているように、基本的に環境影響評価が現状と事業による影響の比較なので、必ずしも複合影響によってすごくネガティブな結果

になるというような前提で事業者がおっしゃっているような印象を受けるのは、ちょっとなじまないというか、意外な気がします。現在、これだけ日影があって、それプラスこれだけになるというのは環境アセスの基本だと思いますので、参考資料とか、複合影響を評価するのではなく、なお書きにする必要はなく、これは予測評価されるべきものではないかと非常にシンプルに思うのです。間違っていたらご指摘ください。

○森本委員 全く同じ印象を持っています、最後に、私の個人的な意見で、こんな評価をしてはどうですかというご提案をさせていただきます。

今は日影の評価になっています。恐らく、欲しいものは日照で、日照量やエリアで計算したほうがいい、プラスの面を評価したほうがいいというふうに意見を言っているのですが、例えば、今回の事業に関して単体で評価するというと、これだけ日照時間が減りますよということで、事業者にとっては逆に不利な評価になります。しかし、既に周りには建物が建っているわけで、既に日照時間が制限されている環境の中で、さらにもうちょっと大きい建物を建てますということですね。複合評価にすると、それによってどれだけ日照時間が減るかという評価になるということです。ですから、もし単体で評価するとなると、全く更地の状態のところこんな大きなものを建てます、それによって日照時間はこれだけ減りますという評価になるので、逆に大きなマイナス評価になってしまいます。言いたいのはそういうことです。

○佐藤（哲）会長 単体による評価は入れないほうがいいというご意見ですか。

○森本委員 私は、複合評価だけでもいいのではないかと思います、ほかの意見もあると思います。

○事業者（阿部・日建設計） 森本委員からいただいたご意見については、我々も全くそのとおりだと思ってございます。今の状況で、2階建て、3階建ての建物ですので、ほとんど影響がない状態、ゼロの状態から、建物が建つことによって影響があるということです。単体日影でいきますと、ゼロから影響が出ますので、無限大の効果になってしまいます。そういう意味では、複合の中で計画建物が建つことによって、日照時間に置きかえてどれくらいプラスになったかを出すことはできますので、添付資料としては十分に可能だと考えてございます。

ただ、評価書の中に日影図として添付した場合、もともとこの影がすごいのではないかという見られ方をされると、我々以外の方々に迷惑がかかるような気がして、ためらっている部分が実はあります。

○村尾副会長 随分と気を使っているようですが、私は割と単純に考えております。前回、会長が発言されたと思うのですが、騒音や大気汚染だと、現状のバックグラウンドがこれだけあって、事業によってこれだけプラスになるというような評価をして、最終的に全体としてはこんな評価をするのだということはほかの項目では当たり前のようになっていますので、余り深刻に考えなくてよろしいのではないかと私は思います。

○佐藤（哲）会長 いずれにしても、日照時間に関しても、特に基準があるわけではない

ですね。ですから、その状況を示して理解を深めていただけるような資料をつくっていただければと思います。

○山本委員 私は、最初は村尾副会長がおっしゃったように単純に思っていたのですが、今の皆さんの話を聞いていると、単体の影響を評価しないで外してしまうのはまずいのではないかと考えています。というのは、隣の建物がなくなる可能性はないとは思いますが、逆に言うと、そういうことになりますね。ですから、建物自体の評価はありつつ、現状の比較として複合影響があったほうがいいのではないかと考えています。複合影響を含める場所は、本文中と参考資料のどちらでもいいのではないかと考えております。

○佐藤（哲）会長 具体的な話はまた検討していただけたらと思います。今、山本委員がまとめられたようなことだと思いますが、いかがでしょうか。

○半澤委員 今、山本委員がおっしゃったとおりだと思います。というのは、単体というのは、基本的に、建物をつくる際、確認申請等を出すときに、基準法の規制を満たしているかどうかというのは、建物をつくれるかどうかという原則にのっとりしますので、法を順守するのが環境アセスの基本だと思います。そこがちゃんとクリアできているということの一つあります。その上で、今日議論しているような複合影響が現状としてはあるわけですから、そこをどういう形で表現するかというのは、今、山本委員が示唆されたような方法はあるのではないかと考えています。

○事業者（ドーコン・矢内） 今、複合影響を検討しているということですが、一応、評価の仕方としては、市条例によりますと、方法書にも当然記載していますが、二つあります。事業者のできる範囲内で回避、低減しているかということと、基準との比較という二つの方法があると思うのです。その辺で、本編に複合影響ということでの話を載せても、結論的には、事業者としてできる限りの低減を行ったというところの評価の考え方になるのかなと考えています。

○佐藤（哲）会長 結局、既存の建物プラス今度の建物で影ができて、どれだけふえているのかといった評価はなかなかできませんね。そういう意味では、正確な意味での予測評価はできないということになります。今まで、これだけの建物がたくさんあって、こんなに影があったところにこの程度の影響が出ているということを視覚的な意味で説明できるぐらいだと思います。それ以上のことはできないですね。

何度も繰り返しますが、一つは、法律のことがありますから、単体による評価をしていただいて、それプラス、全体としてはどうなのかということについてコメントをいただくという形でいきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 それでは、そのようなことでお願いします。

まだ幾つか残っていますが、今度は資料1－3です。ずっと問題になっている低減という表現です。これについて、今まで環境影響評価ではどんなところで使われてきたかということを確認する意味で、事務局に聞いてみました。

一般的に、アセス制度でいう低減というのは、調査予測の結果、その影響を減少させるために何か対処をした際に使用する、これが一つです。そういう意味では、遠井委員や西川委員のご意見のとおりで、今回は、そういう意味での低減はないということです。

今回は二つの案を出していただきましたが、結局、方法書の前段階にいろいろと検討した結果を紹介していただいているということです。方法書の段階で何かができていれば、それからまた低減したということは言えるのだけれども、その状態で低減という言葉はアセスでは一般的に使わないということのようです。そういったことを前提にしてみてもいいのですけれども、ご紹介しましたので、ご意見をいただければと思います。

結局、何かできるわけですから、何もないところから比べて低減するわけがありません。低減というより、むしろ何かに配慮した、例えば複数の案に対して配慮してこうなったといったことは可能だと思います。そういう意味では、低減という言葉はふさわしくないのかもしれないということは感じています。

○森本委員 低減という言葉を使うかどうか、どう定義するかというのは難しいところがあるのですけれども、恐らく、事業者がされた比較の考え方としては、開発案を二つ出してきて、それに対して日影の影響がどうか、恐らく面積×時間のような指標をつくられて評価されていたと思います。私の印象としては、評価値自体がすごくややこしくて、複雑で、直接的ではない、すごく意図的というか、恣意的なものを感じてしまいます。それよりは、資料1－3の裏の別紙に示しているのですけれども、事業者が示されたのは開発案1、2に当たります。例えば、日照時間という素直な指標で、みんなが理解できるような指標で比較していただいて、現状1に対して開発B1案にすれば0.1に減ります、開発案B2にすれば0.3に減りますというようなすごく単純な比較をしていただいて、単独棟案よりは分棟案にしたほうが日照に関しては影響が低いのですよというような単純な説明でよかったのではないかと私は感じています。こういうような評価をしてはどうでしょうというご提案です。

時間的な制約もありますので、これで行くのかどうかは別なのですけれども、例えば、そういう複雑な評価値ではなくて、単純な評価値でいってほしいというアイデアです。

○佐藤（哲）会長 確かに、日影図を比べてどうだこうだというのは、なかなかわかりづらいところがありました。こういうもので評価できないかという話ですけれども、事業者からご意見をいただければと思います。

例えば、1－3の裏側のようにするとわかりやすいのではないかという提案です。

○事業者（ドーコン・矢内） 森本委員からご提案いただいた内容については、わかりやすい形という意味で、日照時間を比較するということは技術的にも可能かと思うので、その辺は対応できるかと思います。

○佐藤（哲）会長 では、よりわかりやすい資料をお願いします。

それから、低減という表現についてはどうですか。

○宮木委員 回避、低減という用語は、アセスメント法で定義されている言葉として使わ

なければならないと思います。適当に解釈してその言葉を使うのはだめで、今回、ここで回避、低減という言葉は使えないのではないかと思います。A案とB案の最終案を比較して、これだけ減少したという比較はされるべきだと思います。そこで、例えば、100が90になりましたといっても、10%小さくなって評価できるかという問題があります。それは、環境影響評価審議会での評価ということになると思います。

○佐藤（哲）会長 それは、先ほどの健康問題と一緒に評価基準がありませんので、我々としては、いいとか悪いとかは言い切れないと思います。どちらがいいという話は、日照時間は長ければ長いほどいいという前提に立てば比較できますけれども、幾らであればいいというのは、そういう評価基準がないですから、我々としては評価できないと思います。

これは、低減という言葉を使わなければならないような状況なのですか。二つを比べて、こちらよりはこちらのほうがよくなっていますよという意味ですね。

○西川委員 前から申し上げているのは、どこをスタートにするかということです。計画案を出される前に検討されたものが持ち出されて低減されていますと言うのはやっぱりおかしいでしょうということで、計画案を基準にスタートして、それからどういうふうに変更すればこのように低減されますということになるのではないのでしょうか。

○佐藤（哲）会長 我々としては、突然、二つの案を見たということです。ですから、できるとすれば、両者を比べて、こちらのほうが配慮されているといった評価をする。低減という言葉を使うのはおかしいという意味であれば、確かにそのとおりかなというふうには思います。

ほかの方からどうぞ。

○村尾副会長 私は、ここのところは余り深刻に考えていないのです。事実を淡々と認めていけばいい話で、計画時に事業者のほうで低減のためのいろいろな計画案をつくった、それは事実ですね。しかし、環境影響評価というのは、その結果、出てきた案に対して評価するのであります。したがって、低減というのは、基本的に、どんな項目であれ、使うことは無理であろう、それだけではないのでしょうか。

○事業者（ドーコン・矢内） 市条例のほうでは、評価としては事業者のできる範囲で、先ほど来、発言しています回避、低減ができているかどうかというところが評価の部分だと思います。

今回は、単独棟案と分棟案ということでお示しして、比較としてお話をさせていただいていました。ツインタワーにした場合の隅切り、R化やスリム化の工夫で、事業者としてできるところで低減措置を図ったというご説明のつもりでした。それは、低減という言葉がどうしてもそぐわない、森本委員の資料の中でも、単独棟案と分棟案で校舎での日照時間が低減されているというところの表現での評価は可能なかと思っていました。ご議論の中で、それが無理ということであれば、例えば配慮したというふうな表現でも対応できるかと思います。

○佐藤（哲）会長 低減という言葉に対しては、かなり強い反対がありますし、それは適

当でないといえは適当でないような気がいたします。実質的な中身としては一緒なわけですが、複数案について、こちらはこのような配慮した結果であるということです。

○森本委員 一つお願いがあるのですけれども、単独棟を分棟にされて、ツインにして前後に分けていますね。例えば、北九条小学校側に近いほうの棟をなくす、あるいは低層並みにしてしまう、そうすると、もっと低減できると思うのですけれども、いかがでしょうか。

それを示しているのがB3の開発案3ですけれども、例えば、こうすると、日照量で評価すると、現状に対して0.5まで上がるかもしれません。そういう評価をしていただけないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者（ドーコン・矢内） 多分、検討は無限大にできると思います。ただ、現実的な計画もある程度踏まえる必要がありますし、建物ができる過程の中で、事業としてある程度可能な配置などをいろいろ考えてこういった計画にしたものですから、その辺の経緯を踏まえてご理解いただければと思います。

○森本委員 その経緯を知らないために、そこにコンセプトというふうに整理したのですけれども、開発案B1がどうして出てきたのかがわからないのです。比較の基準とされている案ですけれども、例えば、このぐらいの建物で賄えるだけの戸数が必要だという原則案があって、それに対して、それを網羅できるような改良案を考えましたというような考え方なのかなと思いました。現実性を考慮して、いろいろな経緯を踏まえて考えましたというふうにおっしゃったのですけれども、私たちは、その辺を全く知らされていないので、評価のしようがないのです。コンセプトの追加に付随して、例えば開発案3は考慮すべき基本事項に合致しているかどうかを判断していただいて、評価していただければと思います。

○事業者（阿部・日本設計） 先ほど、市条例に基づいて、事業者として事業が成り立つ範囲内での努力ということをご理解いただきたいのですけれども、ここで何を計画させていただくのかということと、この土地柄にどういったものが用途として建設可能かということです。そんな中で、住宅というものが成り立ち得るところで、普通に効率よく建てようとする、二つに割るより、一つの建物にすることです。一つの建物であれば、2方向避難所の階段は二つでいいとか、エレベーターもこれだけでいいという考え方で、普通に考えると単独案なのですけれども、いろいろ配慮していく中では、あえて二つに割ることによって、階段やエレベーターの数がふえて効率が悪くなりますが、今回はこうしたほうがいだろうというプロセスはありました。その辺のご説明をする前からアセスが始まらないものですから、ある程度、計画案、用途、容積が固まってからアセスが始まっていますので、そういう意味では、ご説明がなかなかしづらいところはございます。

○佐藤（哲）会長 建築ですから、建築は必要な要求を満たさなければならないという前提がないことはないと思います。

○森本委員 その基本事項でいいので、表のコンセプトというところに記入していただい

れば、私たちもよく理解できるかなと考えます。

○佐藤（哲）会長　そういうふうをお願いしてよろしいですか。

そうしますと、先ほどの低減という言葉はやめて、配慮した結果こういう計画案になったという表現でいいのか悪いのか、言葉の問題だけと考えますと、それ以上はないのではないのでしょうか。

○西川委員　実は、この問題は二つあって、一つは、どこをスタートにするかという言葉の使い方の問題です。もう一つは、現在出されている計画案よりも悪い案と言うと言葉が悪いですが、より影響の大きい案を持ち出してきて、それよりも低減されていますというのはちょっとおかしいのではないかと思います。

今出されている計画案の日照なりが問題になっているわけなので、これが、以前考えられた、より影響の大きい案よりも低減されているからいいでしょうということにはならないですね。そういう問題もあるということを申し上げておきたいと思います。

○佐藤（哲）会長　もちろんそうです。いい悪いという判断はなかなかできなくて、一方では建築をする権利があって、そこを使う人たちの要求に見合った施設となっているわけです。その中で、先ほどお話ししたのは、幾つかの案があって、検討した結果、こちらのほうがより環境負荷を減らしているだろうということだと思います。わざわざ悪いものを先に出して、こうだという話ではないだろうというふうに理解しています。

○村尾副会長　事業者の考え方というのは、計画のときにこういう案が幾つかあって、そこで配慮したのだ、そして、評価は建築基準法や何かで行ってきましたという筋立てはもちろん理解できないでもないのです。それで、そのときに、出てきた結果、評価について、審議会ではこう考えるという答申を出すわけで、西川先生がおっしゃっているようなことは、私たちがこの結果に対してどう答申を出すかというところに含まれますので、そうご心配は要らないのではないかと思います。

○佐藤（哲）会長　微妙なところですので、答申を考えるとときにまた議論したいと思います。

この案件に関しては、用意していたものは一応終わったと思います。

一旦、これに関する議論を終了して、今日は時間があるかどうかわかりませんが、答申をどう進めていくかといった意見をこれからいただきたいと思います。

都市局並びに事業者の皆様、長期間にわたって審議会に参加していただき、どうもありがとうございました。

今日は、どうぞお引き取りください。

〔事業者退室〕

○佐藤（哲）会長　それでは、余り時間はないですけれども、できるところまで審議を進めたいと思います。

まず、事務局からどうぞ。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長）　事務局から、審議会の皆さんにお知らせしたい

点が一つありますので、動議として提案したいのですが、よろしいでしょうか。

○佐藤（哲）会長 はい。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 実は、2月24日月曜日に、都市局を所管します札幌市の秋元副市長のもとへ、北九条小学校の保護者の有志団体「とどけ！太陽の会」の林心平さん、この方は公聴会で公述された方ですが、その人が代表となりまして、本事業により「北九条小学校が日陰とならないよう求める署名」1,810筆が提出されています。その際に、林代表から、本環境影響評価審議会において、北九条小学校保護者の声を直接聞いてほしいという要望がございました。

そこで、本日、急な動議でございますけれども、林心平代表からの要望事項を審議会として受諾するかどうか、委員の皆さんのご意見をお伺いし、それに基づきまして、事務局で今後の対応をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○佐藤（哲）会長 今のようなお話がありましたけれども、私としては、住民の皆様のお考えや気持ちは、いろいろな意見書等も拝見して、気持ちは十分にわかっていると思いますので、特に、こちらに出ていただく必要性は感じておりません。

皆さんの意見をそれぞれ聞かせていただきたいということで、時計回りをお願いします。

○村尾副会長 私は、前の子どもを呼んで意見を聞くというときも申し上げたのですが、環境影響評価審議会というのは、今日出たように、専門家委員会で、それぞれの専門分野で、科学的な知見から、いろいろなものの審査を行い、意見を述べる場です。評価というのは、市民の方々の心配ということはわかるのですが、市民の意見を聞いて、その評価が変わることはありません。今までの審議であったように、評価が出ていて、市民の方によく伝わっていないというようなときにはもっとちゃんと説明をなささいという言い方をいたしますけれども、それぞれの項目について、私たちが専門家の立場で評価するところについては、科学の客観性と中立性を持って、そこに対して責任を持って評価を行っているわけで、住民の意見を聞くというのは積極的に反対であります。 もう一つお願いがあります。もし賛成なさるとしたら、遠井委員も書かれているのですが、きちんとした理由をつけてやらなければ、今後のアセスメントでこういう希望が来たら全部を聞かなければいけなくなってしまいます。ですから、今回の場合にもし了承するのであれば、こういうことで今回は聞くのだという理由が必要だろうと考えております。

○五十嵐委員 この場はかなり科学的、技術的ですが、そういう中で、客観性を持って議論しているので、私自身は必要ないと思えます。もしやるとすれば、当事者同士でこういう場を設けて意見交換をするということはあると思うのですが、この場では必要がないと思えます。

○吉田委員 私も同様の意見でありまして、住民というのは、小学校の関係者以外にもいらっしゃるし、我々の役割の範囲も限定されています。そして、この後、この結果を公表していきますから、事業主体者と地元の方がいい関係で進めていけばいいと考えて

おります。

○半澤委員 私も、会長以下、お三方の意見と全く同意見でございます。

○森本委員 正直に言って迷いますが、恐らく、聞いたところで判断が変わらないというのは一緒かなと考えます。ただ、恐らく、歯がゆい思いをされている保護者が何とかして自分たちの言葉を聞いてほしいというご希望なのではないかというふうに察しました。例えば、紙にまとめた意見書みたいなものを配付していただいてもいいのかなと考えました。

○宮木委員 私は、ぜひ来ていただいたほうがいいと思います。子どもに関することですし、札幌市では子どもの権利条例を制定しているということもあります。その中に、審議会への子どもの参加ということが明記してありまして、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関しても、子どもの参加について配慮するように努めるものとしますとあります。どういう形で参加するかは別にして、影響を一番受けるのは子どもですから、札幌市の立場としても、子どもを大切にしなければだめではないかと思います。対立するというのはおかしいですけれども、お年寄りの権利や大人の権利よりも子どもの権利をまず大切にするという面で、札幌市の方針に沿って意見を聞くべきではないかと思います。考え方はそれぞれお持ちですから、変わるかどうかは別にして、どういう理由で反対されているのか、直接、声を聞くということは大切ではないかと思います。

○西川委員 私も、保護者の参加は必要ではないかというふうに思っています。

理由としましては、影響を最も受ける当事者の保護者であるということと、ここでは専門的な見地から科学的に討議するところであるということとはそうなのですけれども、今回いろいろと議論している中で、明確な基準がないとか、科学的にまだ明らかになっていない部分が議論になってきていると思うのです。例えば学習環境などですが、それは当事者がどう感じているかということがとても参考になるのではないかと考えています。

○早矢仕委員 私は、基本的には、審議会という場にお越しいただいて話を聞く必要はないと思います。ただ、先ほどもちょっと出ましたけれども、現在、当事者として意見を持っておられる方がたくさんおられるときに、今は子どもではなくて大人のことを議論しているので、その意見を文章にさせていただいて、つけたい資料があるのだったら資料をつけていただいて、それを配付していただくということは認めていいと思います。しかし、直接、現在の当事者の生の声を聞くということを審議会でする必要はないと考えています。心情的には揺れるところですが、環境アセスメントの審議会というプロセスの中では特に必要ないと思います。

○山本委員 私は、自分が保護者だったらと考えますと、聞きたいという思いもありますし、できればそのような建物が建つということを変更してほしいというのが個人的な感情です。ただ、ここは環境影響評価審議会ですので、呼んで意見を伺うということも手紙をいただくということも必要ないと思います。どうしても主観的な意見を述べていただくことになるかと思うのですけれども、それが私たちの審議会の場の判断に影響することはないといえますか、影響しようがないことですし、村尾副会長がおっしゃったように、判断

が変わることもないと思っています。

○事務局（奥山技術職員） 遠井委員からご意見を預かっていますので、読み上げさせていただきます。

保護者が出席し、意見を述べることは可能であり、審議を行う上で望ましいと考えます。

一つ目、札幌市子どもの権利条例第26条は、子どもにかかわる事項について、審議会等を開催する場合は、可能な限り、子どもの参加について市が配慮するよう求めています。

二つ目、札幌市自治基本条例においても、市は、審議会等の附属機関については、その設置の目的等に応じ、幅広い市民の参加に努めるものとされています。

三つ目、小学校への日照障害の悪影響は、子どもにかかわる事項であり、子どもの利益を代弁するため、市民である保護者の参加を認めることは上記2条例の関連条文に根拠を求めることが可能であると考えます。生活環境への悪影響の審議に係る措置で、審議会の設置目的とも齟齬は生じないと考えます。

四つ目、さらに、環境影響評価審議会では、委員以外の方の出席を求める措置は過去にも取られておりました。手続規定の詳細は不明ですが、仮に専門的見地を有するという条件が付されとしても、読みかえは可能ではないでしょうか。一部の利害関係者の出席を認め、その意見を聞くことは、客観的な審議の妨げとなり得るかもしれませんが、子どもの利益の保護は、そのような一部の利益を代表する見解ではないため、参加権の濫用には当たらないと考えます。

以上です。

○村尾副会長 済みません。一言、言い忘れました。

私が最初にこれを聞いたときに、会の代表の方が間違ったのではないかと思います。都市計画審議会の方は、我々が審議した結果も配慮し、最終的な都市計画全体を決める場だというふうに私は思っています。恐らく、意見述べるのが適当な場所はそちらではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（木田環境管理担当部長） 両方の審議会への出席を求めておりました。

○山本委員 審議会の場には必要ないと思うのですが、資料1-2の②にあったような当事間でのところには保護者も含めて入れればいいと思います。

○佐藤（哲）会長 子どものことに関しましては、先ほどの②のところで、審議会としての対応の結論が出ています。それにプラス、保護者も含めて話し合いに入っていただくのがいいのではないかということですね。

ということで、多数決という意味ではないですが、大方、ここに出席する必要はないということだと思うのですが、そういう結論でいかがですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤（哲）会長 納得できない人もいるかもしれませんが、そういうことでまとめさせていただきます。

では、当事者には、そのようにお伝え願えればと思います。

今日は、検討すべきことがもう一つあったのですけれども、時間がありませんね。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 資料１－４について、大方は答申での取り扱いが決まっています。今日の日照のご議論の話、景観のこと、石の蔵ギャラリーの話、事後調査の話、大方の議論はされていると思います。

実は、今日欠席されている一部の委員に、エクセルファイルの表に記載していただいております。ここで、記載するべきか、するべきではないかということについて選択していただいて、本日来ていただいている方も含めまして、簡単に結構ですので、遠井委員のようにキーワード的なもので、どういう内容の趣旨を盛り込むか、あるいは、絶対外せないキーワードをご提示いただいて、事務局にいただければ、それをもとに次回の審議会の答申案の素案をつくり、委員にお返しいたしますので、その文案等が適切なのかどうかをご判断いただき、最終的に調整したものを答申案として次回の審議会にお出ししたいと考えております。

時間の関係もありまして、何週間もというわけにはいきませんので、できれば３月５日ぐらいまでにいただきたいと存じます。

○佐藤（哲）会長 資料１－４の記載する、しないの判断と、記載する場合には何を記載するかを連絡するということです。あとは、メールでやりとりが行われると考えていいのですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 必ずしもこの表ではなくて、その番号について別紙でコメントを書いていただいてもいいです。例えば、最初から文案をご用意していただけるのであれば、全体の言葉尻などを合わせた形で作成することはできます。文案自体を考えていただければ、なおよろしいかと思います。

○佐藤（哲）会長 では、３月５日までによろしくお願いします。

それでは、本日の審議はこれで終わりたいと思います。

進行を事務局にお返しします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 佐藤会長、村尾副会長、また、委員の皆様、長きにわたるご審議をありがとうございました。

次回の会議でございますが、皆様のスケジュールを調整させていただいた中での候補日ということで、３月１９日水曜日午前１０時から、場所は本庁舎の地下１階３号会議室を予定してございます。改めてご案内は差し上げますが、今お願いさせていただいた答申内容の検討等を含め、その会議に至るまでにメール等で調整させていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

３．閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 本日の審議会は、これにて終了いたします。

長時間にわたり、本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。

以 上